

令和 7 年 2 月定例会

教 育 警 察 常 任 委 員 会 説 明 資 料
(後議・付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警 察 本 部)

令和7年度当初予算県議会説明資料

議案第36号 (令和7年度熊本県一般会計予算)

歳出

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
298	公安委員会費	12, 129	11, 943	186				12, 129	<u>公安委員会の運営に必要な経費</u> 12, 129 1 委員報酬 <u>9, 821</u> 公安委員報酬(5人) 2 委員会運営費 <u>2, 308</u> 公安委員の活動に要する経費
298 ～ 300	警察本部費	34, 865, 131	33, 231, 699	1, 633, 432	12, 918		730, 106	34, 122, 107	<u>職員設置等に必要な経費</u> 34, 865, 131 1 職員給与費 <u>30, 248, 651</u> (1) 警察本部職員給 <u>30, 242, 891</u> 警察職員の給与費 (2) 機動隊超過勤務手当 <u>5, 760</u> 機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当 2 退職手当 <u>1, 169, 264</u> 警察職員退職手当 3 警察一般管理費 <u>2, 789, 591</u> (1) 警察業務デジタル化・高度化推進事業 <u>40, 695</u> ペーパーレス化の促進、事務処理の自動化等DXの推進に要 する経費 (2) 総・警務企画調査費 <u>95, 104</u> 警察署協議会の運営、職員の赴任旅費、採用業務等に 要する経費 (3) 被服費 <u>182, 525</u> 警察官制服等の整備に要する経費 (4) 会計年度任用職員雇用事業 <u>686, 641</u> 会計年度任用職員の雇用に要する経費

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
298 ～ 300	警察本部費								(5) 監察企画調査費 訴訟対応等に要する経費 1,531 (6) 警察業務管理基本経費 消耗品・印刷製本費や当直用寝具リース等、警察運 営に要する経費 53,882 (7) 庁舎管理運営費 庁舎光熱水費、交番・駐在所等の土地建物賃借料 等、庁舎の維持管理に要する経費 414,061 (8) 警察職員等福利厚生関係経費 職員の健康管理、公務災害補償、殉難警察職員慰霊 祭等に要する経費 59,735 (9) 警察情報ネットワーク運営費 警察情報の適正管理、警察WANシステム、遺失物管 理システム等の維持管理に要する経費 1,217,237 (10) 警察広報推進費 警察活動の広報、県警音楽隊の運用等に要する経費 3,201 (11) 文書情報管理費 行政文書の管理、文書通送等に要する経費 34,979 4 児童手当 警察職員児童手当 657,625
300 ～ 301	装 備 費	479,012	536,585	-57,573	110,485		6,151	362,376	装備資機材の整備、車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に 必要な経費 479,012 1 警察装備品維持管理費 479,012 (1) 警察装備品維持管理費 警察用車両、装備資機材の維持管理等に要する経費 385,805 (2) 船舶維持管理費 警察用船舶の維持管理等に要する経費 3,853 (3) ヘリコプター維持管理費 警察用航空機の維持管理等に要する経費 89,354

【警 察 費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
301 ～ 302	警察施設費	3, 014, 524	2, 307, 660	706, 864	97, 000	1, 471, 000	86, 117	1, 360, 407	<u>警察施設の整備及び維持管理に必要な経費</u> 3, 014, 524
									1 警察施設維持費 <u>1, 170, 494</u>
									警察施設の修繕、設備等保守委託等に要する経費
									・警察施設の法定点検、修繕経費等 235, 600
									・警察施設及び設備の保守管理経費等 934, 894
									2 警察施設整備費 <u>1, 844, 030</u>
									(1) 多良木警察署整備事業 <u>118, 757</u>
									多良木警察署庁舎の設計委託等に要する経費
									(2) 花畑交番整備事業 <u>182, 633</u>
									花畑交番新築・解体工事委託等に要する経費
(3) 交番・駐在所機能強化推進事業 <u>89, 957</u>									
交番・駐在所の機能強化に向けた整備・改修等に要する経費									
(4) 運転免許センター設備等更新事業 <u>6, 454</u>									
運転免許センターの中央監視システム更新設計に要する経費									
(5) 警察施設整備事業 <u>1, 446, 229</u>									
・警察施設の整備、改修等に要する経費 1, 370, 281									
空調設備・LED化改修(熊本南署、人吉署等)									
待機宿舎改修(八代署三楽A・B宿舎) 等									
・職員用宿舎の借上に要する経費 62, 640									
・未利用地の売却促進、有効活用等に要する経費 13, 308									
302	運転免許費	958, 151	1, 587, 556	-629, 405		40, 000	774, 216	143, 935	<u>運転免許業務に必要な経費</u> 958, 151
									1 自動車運転免許費 <u>958, 151</u>
									(1) 運転免許企画調査費 <u>531, 845</u>
									運転免許関係事務委託、技能試験車の整備・維持管理、消耗品購入等に要する経費
									(2) 運転免許系システム管理費 <u>208, 954</u>
									機器リース、維持管理等に要する経費、警察庁共通基盤への移行、マイナンバーカード一体化等に要する経費
(3) 運転免許講習費 <u>217, 352</u>									
更新時講習、原付講習等の各種事務委託に要する経費									
302	恩給及び退職年金費	14, 808	17, 721	-2, 913				14, 808	<u>退職警察職員の恩給等</u> 14, 808
									恩給及び退職年金費
									恩給法に基づく退職警察職員等に対する恩給、扶助料

【警 察 費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
304 ～ 305	警察活動費	5,698,245	5,219,033	479,212	526,086	1,129,000	505,315	3,537,844	一般警察、総合治安対策、生活安全警察、地域警察、刑事警察、 交通警察の運営等に必要経費
									5,698,245
									1 一般警察運営費
									625,350
									(1) 犯罪被害者支援活動の推進
									8,853
									犯罪被害者等の精神的被害の回復、二次的被害の防止、 経済的負担の軽減等に要する経費
									(2) 留置管理費
									54,256
									被留置者食糧費、留置施設視察委員報酬等、留置施設の 運用に要する経費
									(3) 警察活動基本経費
									534,285
									活動旅費、電話回線料、車両等備品整備費等、警察活動 に要する経費
									(4) 警察教養費
									27,956
警察学校入校等に伴う経費、柔道・剣道等術科訓練経費 等、職員の能力向上に要する経費									
2 総合治安対策費									
118,754									
(1) 電話で『お金』詐欺被害防止のための総合対策事業									
15,618									
電話で『お金』詐欺コールセンターの設置や広報啓発等、 被害防止活動に要する経費									
(2) 外国人材の受入れ・共生に寄与する総合対策事業									
15,771									
通訳・翻訳体制の充実、来日外国人の安全対策等、外国人 の受入れ・共生に向けた治安対策に要する経費									
(3) 「子ども」と「高齢者」を守る安全・安心実現事業									
67,743									
犯罪や交通事故抑止のため、高齢者宅等の個別訪問、子供 見守り活動等を行う「見守り・訪問隊」の運用に要する経費									
(4) 災害対応等のための危機管理対策費									
19,622									
大規模災害や各種テロ等緊急事態の発生に備えた資機材 整備等に要する経費									

【警察費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
304 ～ 305	警察活動費								3 生活安全警察運営費 166,396 (1) サイバー犯罪対策の推進 58,614 サイバー犯罪の取締りに向けた捜査員の技術・解析能力向上、 捜査資機材の整備等、サイバー犯罪対策に要する経費 (2) ストーカー・ＤＶ等人身安全対策の推進 4,186 被害者等の安全確保、加害者の検挙、カウンセリング等、 ストーカー・DV等人身安全対策に要する経費 (3) 犯罪抑止・少年保護対策費 67,670 大津・菊陽地区通学路等見守りカメラの整備、防犯ボランティア 支援事業、ゆっぴー安心メールの運用等防犯対策に要する経費 (4) 生活安全関係許可等事務費 35,533 風俗・古物・質屋営業、警備業等の許可等事務に要する経費 (5) 不法投棄防止対策費 393 廃棄物対策用資機材整備等、環境事犯対策に要する経費 4 地域警察運営費 1,056,205 (1) 地域企画調査費 83,871 駐在所等協力家族への報償、山岳遭難救助用資機材整備等、 地域警察の運営に要する経費 (2) 迅速・的確な初動警察活動の推進 972,334 通信指令システムの更新等、110番センターの運用に要する経費

【警 察 費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
304 ～ 305	警察活動費								5 刑事警察運営費 421,785
									(1) 県民生活を脅かす犯罪の取締り 218,731
									・重要凶悪事件、窃盗事件等、捜査活動に要する経費 32,670
									・暴力団の壊滅に向けた徹底検挙、排除活動、熊本県 暴力追放運動推進センターの運営等に要する経費 22,500
									・捜査支援システムの維持管理等、捜査基盤の強化に 要する経費 163,561
									(2) 刑事企画調査費 49,620
									取調べや捜査の適正化、証拠品管理、刑事関係システ ムの運用等、刑事警察の運営に要する経費
									(3) 犯罪鑑識費 82,979
									鑑識用資機材整備、維持管理、鑑識関係システム等、犯罪 鑑識に要する経費
									(4) 犯罪科学捜査活動の充実 70,455
									DNA型鑑定や薬物鑑定資機材の維持管理等、科学捜査 の高度化に要する経費
								6 交通警察運営費 1,090,835	
								(1) 交通の安全と円滑の確保 787,823	
								・交通安全教育等、交通事故防止対策等に要する経費 13,979	
								・指導取締り、事故捜査用資機材整備等に要する経費 100,243	
								・放置車両確認事務委託等、駐車対策に要する経費 62,873	
								・信号機電気料等、交通規制の運用に要する経費 610,728	
								(2) 交通関係許可等事務費 303,012	
								安全運転管理者講習、自動車保管場所調査、道路使 用許可調査委託等、許可等事務に要する経費	
									7 交通安全施設費 2,218,920
									交通安全施設等整備費 渋滞対策、信号機の新設・改良、道路標識の新設・更新、 道路標示等の整備に要する経費
合 計		45,042,000	42,912,197	2,129,803	746,489	2,640,000	2,101,905	39,553,606	

【災害復旧費】

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
347	警察施設 災害復旧費	71,574	4,078	67,496	24,947	33,000		13,627	<u>警察施設の災害復旧に必要な経費</u> 71,574 警察施設災害復旧費 令和2年7月豪雨で被災した八代警察署坂本駐在所と同署川岳駐在所の統合建替えに要する経費

【警察費及び災害復旧費】

(単位：千円)

	本 年 度	前 年 度 (肉付け後)	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
警察本部合計	45, 113, 574	42, 916, 275	2, 197, 299	771, 436	2, 673, 000	2, 101, 905	39, 567, 233	

第 79 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3, 107人」を「3, 114人」に、「1, 810人」を「1, 814人」に、「946人」を「949人」に、「3, 528人」を「3, 535人」に改め、同条第2項中「3, 107人」を「3, 114人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察の職員の定数を改める必要がある。

3 内容

(1) 熊本県警察の職員の定数を次表のとおり改める。（第2条関係）

（単位：人）

区 分	現 在	改正後
警察官	3, 1 0 7	3, 1 1 4
警視	1 1 4	1 1 4
警部	2 3 7	2 3 7
警部補（巡査部長を含む。）	1, 8 1 0	1, 8 1 4
巡査	9 4 6	9 4 9
警察官以外の職員	4 2 1	4 2 1
計	3, 5 2 8	3, 5 3 5

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県警察職員定数条例（昭和 29 年熊本県条例第 33 号）新旧対照表

旧	新
(定数) 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 警察官 <u>3,107 人</u> 警視 114 人 警部 237 人 警部補(巡査部長を含む。) <u>1,810 人</u> 巡査 <u>946 人</u> 警察官以外の職員 421 人 計 <u>3,528 人</u> 2 前項の警察官 <u>3,107 人</u>の定数のうち 67 人は、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務又は少年の補導及び非行の防止に関する事務に従事する警察官の定数とする。 3 (略)	(定数) 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 警察官 <u>3,114 人</u> 警視 114 人 警部 237 人 警部補(巡査部長を含む。) <u>1,814 人</u> 巡査 <u>949 人</u> 警察官以外の職員 421 人 計 <u>3,535 人</u> 2 前項の警察官 <u>3,114 人</u>の定数のうち 67 人は、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締りに関する事務又は少年の補導及び非行の防止に関する事務に従事する警察官の定数とする。 3 (略)

第 80 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第10号作業の項中「200円」を「240円」に改め、同表第19号作業の項中「又はその」を「若しくはその」に、「、通信施設」を「若しくは通信施設」に改め、「又は鑑識」を削り、「で、心身に著しい負担を与える」を「又はこれに相当する」に、「ものをいう」を「作業をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

3 内容

- (1) 被留置者護送作業に係る手当の額を増額する改定を行う。（別表関係）
- (2) 災害警備等作業の内容を見直す。（別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 41 号）新旧対照表

旧			新		
別表(第 2 条—第 4 条関係)			別表(第 2 条—第 4 条関係)		
特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額	特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 10 号作業	(略)	(略)	第 10 号作業	(略)	(略)
	被留置者護送作業(支給対象感染症に感染した状態にある被留置者の護送作業を除く。)	1 日につき <u>200 円</u>		被留置者護送作業(支給対象感染症に感染した状態にある被留置者の護送作業を除く。)	1 日につき <u>240 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 19 号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその____周辺において行う災害警備、救難救助、 <u>通信施設</u> ____の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1 日につき 840 円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第 1 号に掲げる場合及び第 2 号に掲げる場合に該当するときにあつては、第 2 号に定める額)とする。	第 19 号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくは <u>その周辺において行う災害警備、救難救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守</u> ____の作業又はこれに相当する____と人事委員会が認める <u>作業をいう。</u>)	1 日につき 840 円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第 1 号に掲げる場合及び第 2 号に掲げる場合に該当するときにあつては、第 2 号に定める額)とする。

		1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額 2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額			1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額 2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)